国際金融トピックス

No.74 2004年5月31日

拡大 EU の誕生と今後の課題

研究員 糠谷 英輝

2004年5月、新たに10カ国がEUに加盟し、既存加盟国15カ国に加えてEUは25カ国体制となった。今回新たにEUに加盟した諸国はバルト3国、中東欧5カ国、マルタ、キプロスといずれも小国である。それでも拡大EUは人口で4億5千万人、世界シェア7.3%、GDPはおよそ10兆ユーロで米国と肩を並べ、世界シェア28%と巨大な経済圏となる。今回のEU加盟により新規加盟国経済の拡大は期待されるものの、既存加盟国にとっての経済的利益は少なく、EU拡大の意義は旧共産圏の諸国をも加盟国とすることにより、欧州としての東西の一体化を図るという政治的な動機が大きなものであったといえよう。

新規加盟国を概観すれば、一人当たり GDP の平均は既存加盟国平均の半分程度であ る。また EU 域内貿易比率が 70%以上と高く、既存加盟国の景気動向に大きく左右され る経済構造になっている。しかしポーランド、チェコ、スロバキア、ハンガリーなどに は既存加盟国からの資本の流入、企業進出が盛んであり、EU 加盟以前に早くも EU の 生産工場としての色彩を帯びている。自動車産業だけをとってもポーランドにはフィア ット、GM、チェコにはフォルクスワーゲン、プジョー・シトロエン、トヨタ、スロバ キアにはプジョー・シトロエン、ヒュンダイ、ハンガリーにはアウディ、GM、スズキ と競って進出しており、さらに関連した部品産業などの進出も進んでいる。企業進出の 最大の理由としては労働コストが既存加盟国に比べて極めて低いことである。時間当た り労働コスト(2002年)でみると既存加盟国が22.21 ユーロであるのに対して、ポーラン ド4.48 ユーロ、チェコ 3.90 ユーロ、スロバキア 3.06 ユーロ、ハンガリー3.83 ユーロと 4分の1以下に過ぎない。またこれまでは企業民営化などに絡んで国際的な大企業の進 出が盛んであったが、民営化も一段落したため、新規加盟諸国はさらに投資インセンテ ィブを高めることにより、引き続き外資の流入増加を目指している。例えば法人所得税 率はドイツの 26.4%、フランスの 35.4%に対して、ポーランドは 2004 年に 27%から 19% へ引き下げを行い、チェコでは 31%から 2004 年 28%、2005 年 26%、2006 年 24%に引 き下げられる計画になっている。スロバキアも2004年に19%、ハンガリーでは16%ま で引き下げが行われている。いずれも財政赤字の削減が強く求められる状況下でのこと である。これを受けてオーストリアなど既存加盟国でも自国からの企業流出防止のため、 税率引き下げを迫られた国も出てきている。ドイツ、フランスなどからは、新規加盟国 がEUからの補助金を受けながら低税率であることについて批判も出ている。

このような状況を考えた場合、拡大EU全体としては経済拡大が期待されるとしても、各国別にみると新規加盟国への生産移転などにより経済成長が阻害される国も出てくる可能性は否定できない。しかしまた新規加盟国の最大の輸出先が既存加盟国であることを考えれば、既存加盟国の経済成長の低下は新規加盟国にも同様の効果を与える割合が高い。一種のジレンマが存在するとも言え、各国のみならず拡大EU全体でどのよう

な経済政策を進めていくか、競争のみではなく、議論と調整が必要になろう。またユーロ導入諸国では金融政策は既に欧州中央銀行に移っており、各国に残された財政政策に関しても、その基準となる安定成長協定に違反し財政赤字を増加させる国が出現している。さらに新規加盟諸国は早期のユーロ導入を目指しており、ユーロ導入条件達成に向けて財政政策や金融政策も制限されよう。複層的に政策運営に制限が加えられるなかで、拡大 EU 経済に対する共通の展望を持ち、これに向けた各国間の調整が図られないと地域経済が迷走するリスクが懸念されよう。拡大 EU では共同体としての意思決定の難しさが指摘されるが、これは政治的問題のみに限ったものではなく、今後の地域経済、各国経済の成長にも関するものである。

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2004 Institute for International Monetary Affairs(財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2 電話: 03-3245-6934 (代) ファックス: 03-3231-5422

e-mail: admin@iima.or.jp
URL: http://www.iima.or.jp